

神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画
(平成21年度～平成25年度)

平成21年 3 月

神 奈 川 県

は じ め に

神奈川県では、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない状況に置かれているホームレスを支援するため、平成16年8月に策定した「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき、巡回相談事業や就労支援事業など、市町村や民間団体等と連携・協力しながら、取組みを進めてまいりました。

しかしながら、平成21年1月実施のホームレスの実態調査等の結果によれば、県内では、依然として多数のホームレス（1,804名）が確認され、高齢化が進むとともに健康面での不安を抱えるほか、野宿生活の長期化などの傾向が伺えます。

また、平成21年1月の調査では、前年同月の調査に比べて84人増加しましたが、これは、現下の厳しい経済雇用情勢も一つには背景にあるものと考えられ、今後、さらにホームレスの増加も危惧されるところです。

このような中、現在の計画が平成21年3月をもって計画期間が満了するにあたり、さらにホームレスの自立支援施策を進めるため、国の基本方針や、これまでの自立支援施策の取組状況や実態調査結果などを踏まえ、平成21年度を初年度とする新たな「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、学識者をはじめ、市町村、関係機関・団体、公募委員から成る「ホームレスの自立支援計画策定会議」を設置し審議を進めるとともに、県民の皆様をはじめ、市町村や関係団体の方々等から数多くのご意見、ご提案をいただき、これらを反映させながら策定したものです。

目 次

第1	計画の基本的考え方	1
1	経過と改定の趣旨	1
2	実施計画の位置付け	1
(1)	実施計画の性格	1
(2)	計画期間	1
第2	現状	2
1	現下の経済雇用情勢	2
2	県内のホームレスの現状	2
(1)	ホームレスの数	2
(2)	ホームレスの生活実態	3
3	県のホームレス施策の現状	6
4	実施計画の見直し	6
第3	ホームレス対策の推進方策	8
1	基本的考え方	8
(1)	基本目標	8
(2)	重視すべき視点	8
2	取り組むべき重点方策	9
(1)	相談及び支援体制の確保	9
(2)	緊急援助及び生活保護法による保護の実施	10
(3)	就業機会の確保	10
(4)	安定した居住場所の確保	11
(5)	保健及び医療の確保	12
(6)	自立支援を図る場の確保	13
(7)	ホームレスとなることを未然に防止するための対応	13
(8)	ホームレスの人権擁護	14
第4	ホームレス対策の推進	16
1	県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割	16
(1)	県・市町村の役割	16
(2)	民間団体の役割	16
(3)	地域住民の役割	17
2	計画の推進	17
(1)	県庁内の連携	17
(2)	県・市町村との連携	17
(3)	民間団体との連携	17
3	評価	18
(別紙)	県内市町村別のホームレスの数	19
(参考)	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	20

第 1 計画の基本的考え方

1 経過と改定の趣旨

ホームレスに対する自立の支援に関する取組みについては、平成14年8月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）が施行され、都道府県や市町村では、法に基づき、必要に応じて、実施計画を策定し、施策を推進していくことになりました。

また、平成15年7月には、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）が策定され、都道府県は、広域的な観点から、市町村が各種の施策を円滑に進められるよう、市町村間の調整への支援や情報提供を行うとともに、必要に応じて、自立支援策を実施するものとされました。

このため、県では、平成16年8月、「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）を策定し、これに基づき、ホームレスに対する自立の支援に向け、施策の推進を図ってきました（計画期間5年、平成20年度まで）。

このたび、実施計画が平成21年3月をもって期間が満了するにあたり、平成20年7月、国から基本方針が示されたことから、これまで取り組んできた自立支援施策の実施状況、実態調査結果などを踏まえ、現在の実施計画を改定するものです。

※ この実施計画におけるホームレスの用語の定義は、法第2条に基づき、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場とし、日常生活を営んでいる者」とします。

2 実施計画の位置付け

（1）実施計画の性格

この実施計画は、神奈川県内のホームレスの自立を支援するため、法第9条第1項に基づき、神奈川県内を対象区域として策定する県の実施計画です。

この実施計画においては、県が、市町村や民間団体等と連携・協働して取り組む目標や取組みを示すとともに、県内の市町村が、地域の実情に応じた取組みを実施していくための指針を示すものです。

県の総合計画である「神奈川力構想（※）・実施計画」の政策分野「健康・福祉」の「ともに生き支えあう地域社会づくり」に向けて、「ホームレスの自立支援の促進」に取り組む計画とします。

※ 神奈川力構想

神奈川が進むべき方向と取組みを示す県政運営の総合的・基本的指針です。

（2）計画期間

国の基本方針を踏まえ、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

第2 現状

1 現下の経済雇用情勢

平成20年、サブプライムローン問題に端を発する世界的な経済危機は、我が国においても、金融機関のみならず、自動車や電気・機械などの世界的なメーカーにも深刻な影響を与え、派遣労働者、期間工等の非正規雇用労働者を中心とする従業員の解雇といった雇用不安を招いています。

平成20年12月末には、労働組合や市民団体が、東京・日比谷公園内に派遣契約打切りなどで仕事と住居を失った人たちの「年越し派遣村」を開設するなど、非正規雇用労働者を中心とした解雇、雇止めが社会問題化しています。国における平成21年2月の調査結果では、平成20年10月から平成21年3月までに職を失ったか、失うことが決まっている非正規労働者は約158,000人となるとされています。また、平成21年1月の有効求人倍率は0.67倍となり、平成15年9月以来の低い水準となっています。

県内においても、平成21年2月の調査結果による非正規労働者は約5,400人とされており、全国で5番目の多さです。また、平成21年1月の有効求人倍率は、0.66倍で、前年同月比では、0.28ポイント下回っており、厳しい雇用情勢が続いています。

このような経済雇用情勢の悪化に対応するため、現在、国や県及び県内の市町村では、緊急経済対策が実施されています。

2 県内のホームレスの現状

国は、平成15年1月から2月までの間に、全国のすべての市区町村において目視による「ホームレスの数の調査」と、特にホームレスの数が多く特定の市（区）において個別面接による「生活実態調査」の2つからなる全国調査を実施しました。また、平成19年1月に平成15年調査と同様の方法により2つの調査を実施しました。さらに、平成20年1月及び平成21年1月に全国のすべての市区町村を対象に「ホームレスの数の調査」を実施しました。これらの調査結果は次のとおりです。

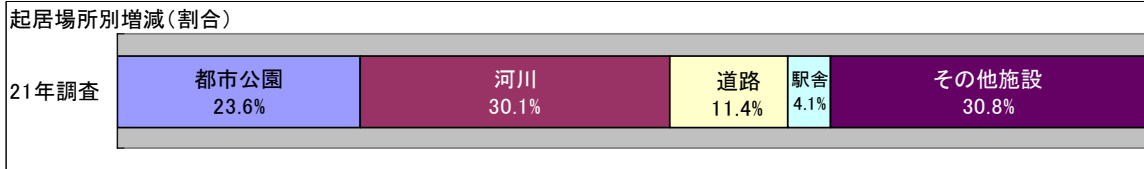
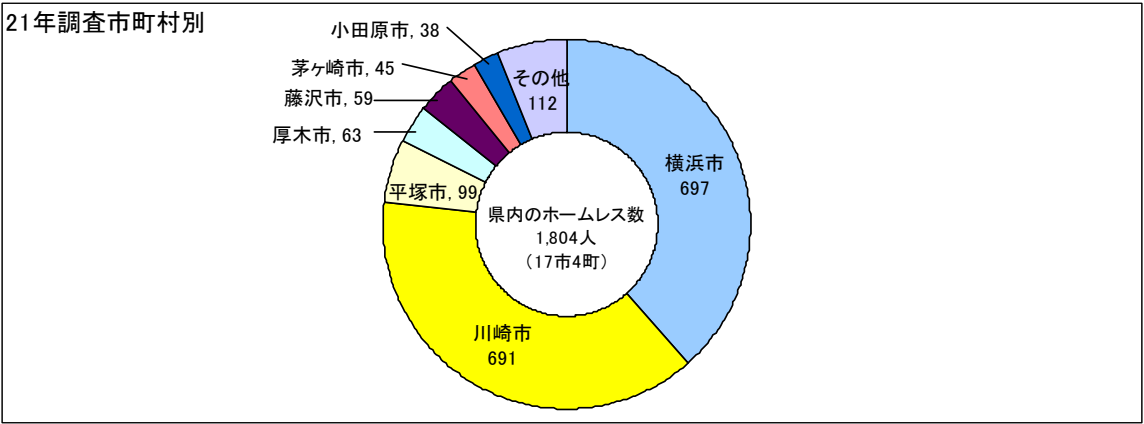
（1）ホームレスの数

平成21年調査では、県内33市町村のうち17市4町（20年調査では18市3町）でホームレスが確認され、その数は1,804人であり、平成20年調査の1,720人と比べ、84人（4.9%）増加しました（別紙）。

市町村別に見ると、横浜市で697人、次いで川崎市が691人となっており、この両政令市で県内のホームレス数の76.9%を占めています。起居場所別では、港湾、砂防林、公共施設など「その他施設」の割合が最も多い状況です。

全国との比較では、大阪府（4,302人）、東京都（3,428人）に次いで神奈川県となって

います。また、平成20年調査と比較して増加数の多い順では、福岡県（155人増）に次いで神奈川県となっています。

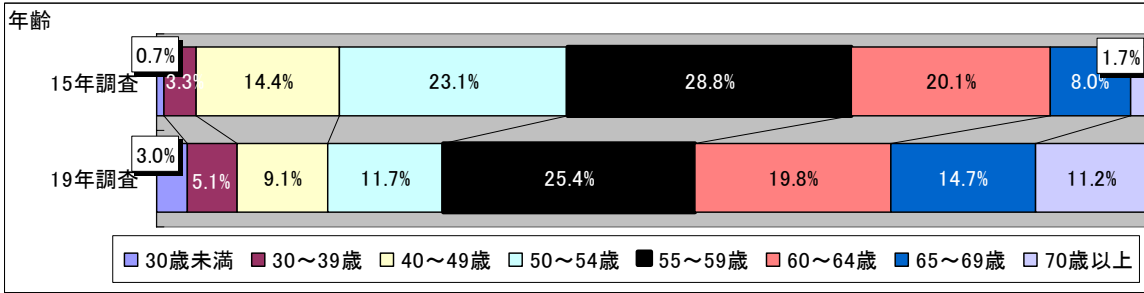


(2) ホームレスの生活実態

ホームレスの生活実態については、平成19年1月、東京都特別区、政令指定都市及び平成15年調査において100人以上のホームレスが確認された市において、個別面接調査が実施され、県では、横浜市、川崎市、平塚市、厚木市の4市で、197人を対象に個別面接調査を行いました。

ア 年齢

平均年齢は57.5歳(平成15年調査は55.4歳)であり、年齢分布については、40～49歳、50～54歳の割合が減少、65歳以上の割合が増加しており、高齢化の傾向が見られます。

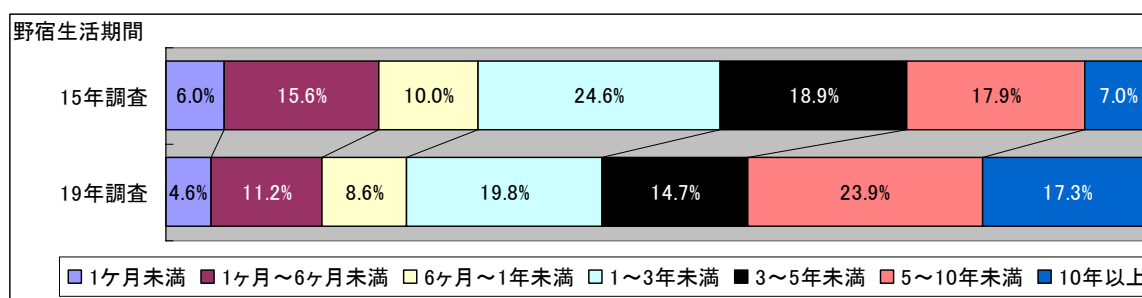


イ 野宿生活の状況

生活の場所が定まっている人は、85.8%（平成15年調査は82.8%）です。

また、野宿生活期間は、3年未満が44.2%（平成15年調査は56.2%）であるのに対し、5年以上は41.2%（平成15年調査は24.9%）となっており、野宿生活の長期化傾向が見られます。

さらに、仕事と収入の状況としては、ホームレスの71.6%（平成15年調査は62.9%）が仕事をし、その仕事内容は「廃品回収」が82.1%（平成15年調査は47.5%）を占めています。平均的な収入月額は3～5万円未満の割合が29.3%で最も多い状況です。



ウ 野宿生活までのいきさつ

野宿生活の直前の職業としては、建設業関係の仕事が55.7%（平成15年調査は58.9%）を占めていますが、次に、生産工程・製造作業者が11.3%（平成15年調査は8.8%）、サービス従事者が8.2%（平成15年調査は4.4%）となっており、この2つの職業は、平成15年調査と比べて増加してきています。

また、雇用形態は、「常勤職員・従業員（正社員）」が47.9%（平成15年調査は30.2%）と大きな割合を占め、「日雇」22.2%（平成15年調査は41.0%）、「臨時・パート・アルバイト」が18.0%（平成15年調査は13.6%）となっています。

野宿生活に至った理由としては、「仕事が減った」が34.0%（平成15年調査は32.8%）、「倒産・失業」が30.5%（平成15年調査は31.8%）、「病気・けが・高齢で仕事ができなくなった」が25.4%（平成15年調査は25.2%）となっており、仕事関連の理由が大勢を占めていますが、人間関係がうまくいかなくて仕事を辞めたという人も18.3%います。

エ 健康状態

身体の不調を訴えている人が43.4%（平成15年調査は52.5%）であり、このうち治療等を受けていない人が75.6%（平成15年調査は60.5%）となっています。

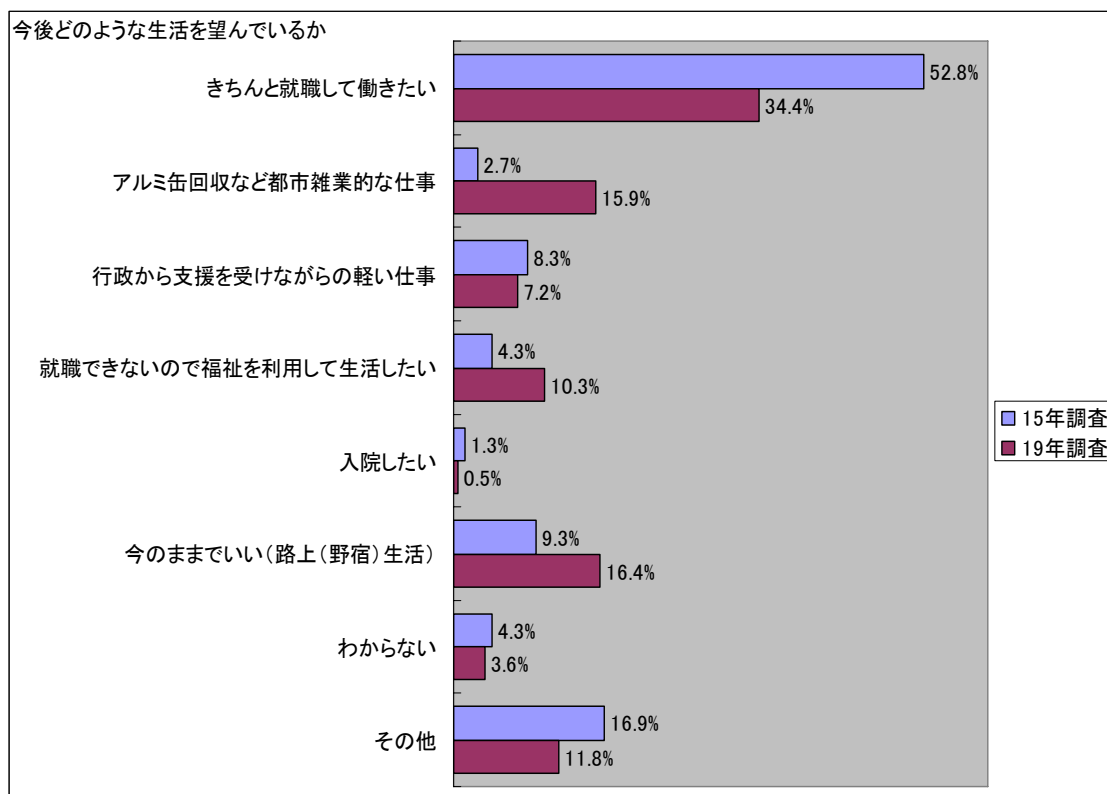
オ 福祉制度の利用状況

巡回相談員(※)に会ったことがある人は75.8%であり、相談したことがある人は41.8%です。また、これまでに生活保護を受給したことのある人は18.6%となっています。

※ 県や市町村でホームレス自立支援施策の1つとして実施されている巡回相談事業の相談員

カ 自立について

自立に向けた今後の希望としては、「きちんと就職して働きたい」という人が最も多く34.4%ですが、その割合は平成15年調査に比べ減少しています。一方で、「アルミ缶回収などの都市雑業的な仕事で、生活できるくらいの収入が得られればよい」、「就職することはできないので何らかの福祉制度を利用して生活したい」及び「今のままでいい」という人の割合は平成15年調査に比べ増加しています。



3 県のホームレス施策の現状

横浜市・川崎市の両政令市には、県内の約75%のホームレスが集中しており、従来から独自の取組みを進めています。県においては、両政令市と連携を図りながら、政令市以外の県域を中心に、市町村や民間団体等と連携しながら、ホームレスに対する自立支援の取組みを進めてきました。

県で推進してきた施策として、「ホームレス巡回相談事業」を実施しています。この事業は、ホームレス相談員、県及び市町村のホームレス施策担当職員等が直接ホームレスの場所に赴き相談を実施するものですが、この事業を通して、緊急医療や住居の設定などにつながっています。

また、平成17年度からは、無料低額宿泊所（※）において「就労促進事業」を実施し、就労意思があるホームレスに対して就労支援を行っています。

このほか、自立を阻害する要因として、多重債務なども抱えているホームレスも多いことから、平成17年度から「法律相談事業」を、平成19年度から低額な家賃等の民間住宅の情報収集・提供などを行う「住宅確保支援事業」を、それぞれNPO等に委託し実施しています。また、平成18年度からは、かながわボランティア活動推進基金21・協働事業として、NPOとの協働により総合相談所の開設やシェルターの運営事業も行ってきました。

こうした取組みを通し、就労等の自立事例も認められるだけでなく、巡回相談事業の単独実施など、市町村での取組みも拡大するとともに、市町村での取組みも含め、民間団体等との協働体制も築かれつつあります。

※ 無料低額宿泊所

社会福祉法第2条第3項8号に規定する無料低額宿泊事業（生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業）を行う施設をいいます。

4 実施計画の見直し

平成20年調査では、県内において、1,720人のホームレスが確認され、平成19年調査の2,020人と比べ、300人（14.9%）減少しましたが、平成21年調査では、増加に転じており、経済雇用情勢から、今後、増加することも懸念されるところです。このことから、現下の緊急経済対策などで活用可能な対応を図るほか、この計画に基づき適切な対応をとっていくことが必要です。

平成19年調査の結果におけるホームレスの生活実態からは、高齢化が進むとともに健康面での不安を抱えるほか、野宿生活の長期化などの傾向が窺えます。傾向の中では、「きちんと就職して働きたい」という人の減少や「今のままでいい」という人が増加していますが、それは、就労自立する意欲が低いホームレスの割合が増加したと理解するのではなく、加齢や体調不良などにより就労自立が難しい状況にあること、多くのホームレスがア

ルミ缶回収などの都市雑業的な仕事に就いていることなどが考えられます。

こうしたことを踏まえ、さらに、巡回相談や就労支援、住居の確保など、ホームレスの自立支援に向けて総合的な取組みを進めていく必要があります。

なかでも、巡回相談については、生活保護法による保護などにつながるなど、ホームレス状態からの脱却に一定の効果をあげることができ、ホームレスの状況把握や次の援護につながるために大切な取組みですので、引き続き重点的に取り組む必要があります。

また、ホームレスの置かれている様々な状況を踏まえ、生活保護が必要なホームレスには適正な保護を実施する必要があります。

ホームレスに対する自立に向けた支援については、これまで県・市町村の連携により取組みを進めてきましたが、引き続き、県・市町村の役割を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた対策を進めていく必要があります。また、各地で民間団体が支援に取り組んでおり、大きな役割を担い、市町村と民間団体との協働の取組みも進んできていることから、こうした取組みを拡大していくことが必要です。

第3 ホームレス対策の推進方策

1 基本的考え方

(1) 基本目標

この計画は、就業機会や住居の確保、保健・医療など、様々な自立支援の取組みを通して、ホームレス一人ひとりが野宿生活から脱却し、安定した生活を営めるよう、その自立を支援していくことを目標（※）とします。

※ ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレスとなることを余儀なくされている人たちに対する自立支援の取組みを通し、結果的にホームレス数の減少につなげていきます。目標を実現していくうえでは、現在、野宿生活をしている人だけでなく、元ホームレスやホームレスになるおそれのある人の支援も考慮に入れます。

(2) 重視すべき視点

基本目標を達成して行くうえで、次の3つの視点からホームレスに対する自立支援に向けた取組みを進めていきます。

○ ホームレス一人ひとりの実情やニーズに応じた自立の支援

野宿生活に至った経緯や個々人が抱えている問題、野宿生活を継続している期間などから、現在置かれている様子は様々ではありません。

ホームレスを一括りに考えるのではなく、例えば、健康が悪化し、医療等の援護を必要としている人、野宿生活の期間が短く、就労意欲はあり、仕事さえあれば野宿生活から脱却したいと考えている人、高齢等で福祉的な援助を望んでいる人、あるいは女性など、置かれている状態やその人に必要な支援をよく把握した上で、就労、住居、保健・医療など、一人ひとりの実情やニーズに応じた自立の支援を行う必要があります。

○ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人たちへの対応

この計画は、基本的にはホームレスとなった人の自立支援を進めるものですが、生活や安定した住居の確保に支障を生じ、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人（※）もいることから、こうした層も視野に入れ、将来、ホームレスになることを未然に防止していくことが必要です。

また、現下の経済雇用情勢を受けて、派遣契約打ち切りなど、非正規雇用労働者を中心と

した解雇、雇止めが社会問題化していますが、このような人に対しては、国や県・市町村等で実施されている緊急経済対策などにより支援していくことが必要です。

※ おそれのある人としては、国の基本方針では、「一般的には現に失業状態又は日雇労働若しくは日雇派遣労働などの不安定な就労関係にあり、かつ、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等に寝泊りするなどの不安定な居住環境にある者等」が想定されています。

○ ホームレスの人権擁護と地域の理解と協力

ホームレスの自立を支援していくためには、ホームレス問題を社会全体の問題としてとらえ、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、ホームレスが地域住民の一員として理解されるよう、人権意識の高揚に努めることが必要です。

また、ホームレス一人ひとりが野宿生活から脱却し、安定した生活を営めるよう、自立を支援していく中では、地域住民の理解と協力を得ることが必要です。

2 取り組むべき重点方策

(1) 相談及び支援体制の確保

ホームレスが野宿生活からの脱却を図るためには、相談及び支援体制を確保する必要があります。

巡回相談は、ホームレスの生活する場所に赴き、現在の状況を把握し、必要な援護につなげるうえで大切な取り組みです。このため、引き続き巡回相談を重視した取り組みを進め、市町村をはじめ関係機関が連携し、巡回相談を通して把握した支援ニーズに応じて、的確な対応を図ります。

また、多重債務問題など、自立を阻害する要因に対する支援として法律相談を実施してきたところですが、これに加え、福祉、医療、就労、年金など、様々な生活相談に対するニーズにも対応していきます。

(主な取り組み)

●市町村と連携した巡回相談事業の実施

ホームレスが多い地域においては、身近な自治体である市町村で実施するよう働きかけるとともに、県はホームレスが比較的少ない地域において巡回相談を実施し、巡回相談事業をホームレスが確認された全域で実施できるよう努めます。

●市町村が実施する相談事業への支援

ホームレスが比較的多い市町村については、国の補助事業の活用などにより、巡回相談事業の取組みを推進できるよう支援します。

●総合相談事業の実施

多重債務など法律問題のほか、生活上の問題など多様なニーズに総合的に対応できる相談事業を実施し、ホームレスや元ホームレスなどが抱える課題解決に向けた支援を行います。

(2) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施

ホームレスの中には、長期の野宿生活のため、健康状態が悪化している場合があり、病気等により急迫した状態にある人に対しては医療機関への入院等の対応を緊急に講じます。

生活保護を必要とする人に対しては、生活保護制度の目的に則り、適切な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。

(主な取組み)

●緊急に行うべき援助の実施

巡回相談を通じて緊急的な援助を必要とするホームレスの早期発見に努め、発見した場合には関係機関と連携して適切な対応を講じます。

●生活保護法による保護の実施

ホームレスに対する生活保護の適用にあたっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、状況に即して保護を適用するとともに、ホームレス一人ひとりの状況を踏まえた自立を支援していきます。

(3) 就業機会の確保

ホームレスの就業による自立を図るためには、就業ニーズや能力に応じて、就業の機会の確保を図ることが重要です。このため、現下の国や県・市町村等で実施されている緊急経済対策で可能な対応を図るとともに、ハローワークによる職業相談、国の日雇労働者等技能講習事業(※)などの活用や、「神奈川県ホームレス就業支援協議会」(※※)との連携・協力を通して、ホームレスの雇用に関する事業主等の理解を深め、雇用の促進を図ります。

また、無料低額宿泊所等における稼働能力がある入居者については、福祉事務所やハローワークと連携を図りながら、就労支援に取り組みます。

※ 日雇労働者等技能講習事業

日雇労働者、自立支援センター等に入所しているホームレス及び住居喪失不安定就労者に対して、技能労働者として必要な技能の習得、免許の資格等の取得を目的とした講習を実施する国の事業です。

※※ 神奈川県ホームレス就業支援協議会

平成17年度に設置された県・横浜市・川崎市、その他業界団体等から構成される団体。国から委託を受け、ホームレスの就業による自立を支援するため、就業支援、就業機会確保支援、職場体験講習、就職支援セミナーなどを内容とするホームレス等就業支援事業を実施しています。

(主な取組み)

●事業主等の理解の促進と雇用の協力要請

神奈川県ホームレス就業支援協議会と連携・協力を通して、ホームレスの雇用に関する事業主等の理解を深めるとともに、就職に結びつく可能性の高い職種の求人開拓により雇用に向けて業界への協力を要請します。

●無料低額宿泊所における就労支援

無料低額宿泊所において、県が先駆的に実施してきている元ホームレスに対する就労促進事業については、福祉事務所及びハローワーク等と連携しながら、実施します。また、無料低額宿泊所における就労自立支援機能の付加のための検討を進めます。

(4) 安定した居住場所の確保

ホームレスの自立の前提として住居の確保は重要であることを踏まえ、住居への入居の支援に努めるとともに、福祉事務所等との連携を図り、民間賃貸住宅情報の活用により、安定した居住場所の確保に取り組みます。

緊急的な対応が必要な場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合には、一時的な居所として、無料低額宿泊所を活用し、福祉事務所等の関係機関と連携して支援を行います。

(主な取組み)

●県営住宅への入居の支援

県営住宅の活用方策や入居の条件などを検討します。

●民間賃貸住宅の貸主等に対する普及・啓発

民間賃貸住宅に関わる団体と連携し、法の趣旨及び実情等について、貸主等に周知

し、ホームレスの入居について、理解と協力を得られるよう普及・啓発を図ります。

●高齡者円滑入居賃貸住宅制度（※）や、あんしん賃貸支援事業（※※）による民間賃貸住宅情報の活用

高齡者円滑入居賃貸住宅制度、あんしん賃貸支援事業による登録情報を活用し、民間賃貸住宅への入居を促進します。

※ 高齡者円滑入居賃貸住宅制度

高齡者の入居を拒まない賃貸住宅を、知事が指定した登録機関の（社）かながわまちづくり協会に貸主が登録し、その登録情報を広く入居希望者に提供するものです。

登録情報は、（社）かながわ住まい・まちづくり協会、市町村の窓口、インターネット検索で見ることができます。

※※ あんしん賃貸支援事業

高齡世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うことにより、高齡者等の入居をサポートする事業です。

登録情報は、（社）かながわ住まい・まちづくり協会、市町村の窓口、インターネット検索で見ることができます。

●一時的な居所としての無料低額宿泊所の活用

緊急的な対応を要する場合や、直ちに居宅生活を送ることが困難な場合は、一時的な居所、中間施設として無料低額宿泊所を活用します。

また、無料低額宿泊所の活用に当たっては、福祉事務所や民間の関係団体等と連携を図りながら、居宅生活への円滑な移行や、再びホームレスとなることを防止し居宅生活を継続するための支援の仕組みづくりを検討します。

（５）保健及び医療の確保

ホームレスの生活環境は悪く、長期の野宿生活により身体の不調を訴えている人も多いことを踏まえ、市町村と連携し、健康状態に不安のあるホームレスの早期把握や保健指導に努めるとともに、治療が必要な場合は、適切な医療が受けられるよう、医療機関での受診につなげます。

また、体調悪化の場合の相談窓口の情報提供により、必要なときにすみやかに適切な治療が受けられるよう支援します。

（主な取組み）

●健康相談、保健指導等の実施

保健所や市町村保健センターにおける健康相談、保健指導により、治療の必要があるホームレスについては、適切な医療が受けられるよう福祉事務所等と連携して医療機関への受診につなげます。

●傷病時の相談窓口の情報提供

巡回相談等を通して、病気や怪我の場合に速やかに医療機関に受診できるよう相談窓口等についてホームレスに情報提供します。

(6) 自立支援を図る場の確保

ホームレスの自立支援を図る場として、現在、横浜市・川崎市の両政令市に自立支援センター（※）が設置されています。

市町村が自立支援センターを整備する場合には、県として積極的に協力・支援するとともに、自立支援センターの機能を担える方策を検討します。

※ 自立支援センター

入所者に対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、自立意欲を高めるとともに、国の各種雇用施策の活用や公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談・斡旋等を行い、就労による自立を支援する施設です。県内では、横浜市（1箇所）、川崎市（2箇所）に設置されています。

（主な取り組み）

●市町村の自立支援センター設置の支援

市町村（政令市・中核市を除く）が、ホームレスの実態に応じた配置・規模等を考慮し、単独又は共同で自立支援センターを整備する場合には、センターのあり方やその整備方法などの検討にあたり、積極的に協力・支援するとともに、整備に対し、国の制度を踏まえた財政的な支援を行います。

●自立支援センターの機能を担える方策の検討

民間賃貸住宅や無料低額宿泊所など既存の社会資源を活用し、例えば社会福祉士や臨床心理士等の専門職の派遣等により自立支援機能を付加することなど、自立支援センターの機能を担える方策を検討します。

(7) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

ホームレスとなることを未然に防止するためには、早い段階での支援が効果的であるため、就労や各種の生活資金貸付、生活保護などの制度施策の周知を図り（※）、すみやかに適切な相談窓口につなげるなどの取り組みを進めます。（※※）

※ 現下の経済雇用情勢の悪化に伴い実施されている国や県・市町村等の緊急経済対策においては、住居確保、就業支援、職業訓練、融資・減免制度等による支援などが実施されていますが、この中で利用できる施策については活用していく必要があります。

※※ 住居を失い、終夜営業等のインターネットカフェ等で寝泊りしながら、不安定な雇用状態に置かれている又は現に失業している人については、「住居喪失不安定就労者」という用語で、平成19年、厚生労働省職業安定局により実態調査が行われ、同年8月に調査報告がされています。これらは非正規労働に端を発した問題として、安定した雇用対策という側面から国が直接責任を持って取り組むべき政策です。国では、平成20年度から住居喪失不安定就労者について日雇労働者等技能講習事業の対象に加えるとともに、東京、大阪、愛知の3都府県に、職業相談等の相談窓口（名称：チャレンジネット）を開設するなどの取組みを進めています。

（主な取組み）

●就業・就職及び生活の支援施策の情報の周知

就業研修、職業訓練、講習会など就業・就職に向けた支援施策や各種の生活資金貸付、生活保護制度など生活の支援施策の情報の周知を図ります。

また、県が実施している就職相談、労働相談、生活相談などの窓口について相互の業務内容について情報を共有します。

（８）ホームレスの人権擁護

法施行後もホームレスへの偏見や差別意識から暴力事件等が発生しています。このため、野宿生活を余儀なくされているホームレスの置かれている状況やホームレスの自立を社会全体が受入れ、支援していく必要性について県民の理解を促進するなど、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権意識の高揚を図ります。

（主な取組み）

●ホームレスに対する偏見や差別意識の解消（普及啓発）

ホームレスに対する偏見や差別意識をなくすため、「かながわ人権施策推進指針」に基づき、啓発冊子の発行など、各種啓発事業の実施を通じて、人権尊重意識の普及高揚を図ります。

●学校教育や社会教育における人権教育の推進

学校教育においては、幼児・児童・生徒がホームレスの人権問題について正しい理解を深めるよう、人権に配慮した教育指導等に努めるとともに、教職員が人権尊重の理念について正しい認識を持つことができるよう、人権教育の研修会等の充実に努め

ます。

社会教育においては、地域の実情や学習者のニーズに応じて、ホームレスに対する人権尊重の意識を高めることのできる学習機会等の充実に努めます。

第4 ホームレス対策の推進

1 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割

県、市町村、民間団体（※）が、それぞれの役割から求められる取組みを進めます。

特に、ホームレス問題は、就労、住居、保健・医療など、多方面にわたる課題であるため、県・市町村をはじめ関係機関相互の連携を強化するとともに、民間団体との連携や協働を図りながら取組みを進めます。

また、誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくりの実現のために、地域に暮らす一人ひとりの主体的な取組みを進めます。

※ 民間団体

社会福祉協議会、社会福祉士会、社会福祉法人、支援団体、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員など

（1）県・市町村の役割

（県の役割）

県は、国の基本方針に即して、広域的な観点から、市町村が実施する各種施策が円滑に進むよう、実施計画の策定や市町村間の調整への支援、各種施策に関する情報提供などを行うとともに、必要に応じて自ら主体となって施策を実施します。

（市町村の役割）

市町村は、国の基本方針や県の実施計画に即して、必要に応じて実施計画を策定するとともに、その地域の実情を踏まえながら、ホームレスの自立支援に向けた効果的な施策を実施していく役割を担うことが期待されます。

県内のホームレスの数は、一人も確認されていない市町村もあり、市町村によって差があり、その状況も異なることから、その実情に応じたきめ細かな対策が求められます。

県内のホームレスが集中する横浜市・川崎市の両政令市では、それぞれ自立支援センターを設置するなど、独自の取組みを進めています。政令市における取組みと、それ以外の市町村の取組みとの連携を図っていくことが必要です。

（2）民間団体の役割

民間団体は、ホームレスにとって最も身近な存在であり、ホームレスの生活実態の把握や支援活動において重要な役割を担うことが期待されます。

また、民間団体は、行政では把握が困難な事項についても情報等を持っていることから、相互の情報交換などを通し、県や市町村が行うホームレスの支援について連携することが期待されます。

（３）地域住民の役割

地域住民は、共に地域に暮らす一員として、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、例えば、見守り、緊急時の連絡等により県、市町村等が行う自立支援に協力することなどの役割が期待されます。

２ 計画の推進

この計画に記載された取組みについては、県庁内の連携はもとより、県・市町村、民間団体との連携を図りながら、計画的・効果的な推進を図っていきます。

（１）県庁内の連携

「神奈川県ホームレス対策推進調整会議」（※）を活用し、庁内関係所属との横断的な施策の調整や計画の推進に取り組みます。

※ 神奈川県ホームレス対策推進調整会議

ホームレス問題について、県庁内の関係所属・機関が総合的、横断的に取り組むことを目的として設置。

（２）県・市町村との連携

「神奈川県ホームレス問題県・市町村連絡会議」（※）を活用し、必要な取組みに関する情報交換を図るとともに、県・市町村が連携した施策の実施に取り組みます。

※ 神奈川県ホームレス問題県・市町村連絡会議

ホームレス問題について、県・市町村が協調して検討し、その対策に連携して取り組むことを目的として設置。

（３）民間団体との連携

自立支援施策の実施に当たっては、ホームレスの生活実態を把握し、身近な支援活動を行うなど、ホームレス問題に重要な役割を担っている民間団体との連携を強化することにより、各種施策の効果的な推進を図ります。

ア 民間団体と県・市町村の情報交換の場の開催

ホームレスの自立に向けた支援に当たっては、今後の施策の推進に資するため、ホームレスと面識もあり、また、生活実態を良く把握している民間団体との情報交換や意見交換の場を設けるなど、連携した取組みを進めます。

イ 無料低額宿泊所との連携

無料低額宿泊所に対しては、運営状況等の把握に基づく適切な運営の指導を行うと

もに、自立に向けて熱心に取り組んでいる施設との連携を図ります。

ウ 自立支援事業の委託

ホームレスに対する各種の自立支援施策の実施に当たっては、民間団体に、その全部又は一部の委託を行うなど、積極的な連携を図ります。

3 評価

実施計画の計画満了前に、ホームレスの実態調査を行うなど、状況を客観的に把握するとともに、関係者等の意見を聴取して、これを参考としながら、計画に定めた施策の評価を行います。評価結果は、公表するとともに、次の実施計画を策定する際の参考とします。

県内市町村別のホームレスの数(平成 21 年 1 月ホームレスの実態に関する全国調査)

(単位: 人)

市町村名	性 別			合 計 (A)	H20 年 1 月の 数(B)	H19 年 1 月の 数(C)	H15 年 1 月の 数(D)	1 年前と の増減 (A-B)	2 年前と の増減 (A-C)	6 年前と の増減 (A-D)
	男	女	不明							
横浜市	685	12	0	697	649	661	470	48	36	227
川崎市	659	19	13	691	635	848	829	56	△ 157	△ 138
横須賀市	7	0	0	7	12	26	44	△ 5	△ 19	△ 37
相模原市	16	1	11	28	29	32	45	△ 1	△ 4	△ 17
平塚市	97	2	0	99	95	128	112	4	△ 29	△ 13
鎌倉市	6	1	1	8	6	13	9	2	△ 5	△ 1
藤沢市	58	1	0	59	55	41	63	4	18	△ 4
小田原市	38	0	0	38	49	53	75	△ 11	△ 15	△ 37
茅ヶ崎市	44	1	0	45	43	49	42	2	△ 4	3
逗子市	2	0	0	2	2	3	9	0	△ 1	△ 7
三浦市	5	1	0	6	8	7	12	△ 2	△ 1	△ 6
秦野市	2	0	0	2	3	9	17	△ 1	△ 7	△ 15
厚木市	55	3	5	63	75	74	102	△ 12	△ 11	△ 39
大和市	18	1	0	19	13	24	32	6	△ 5	△ 13
伊勢原市	3	0	0	3	1	2	5	2	1	△ 2
海老名市	15	0	0	15	16	17	37	△ 1	△ 2	△ 22
座間市	1	0	1	2	2	4	5	0	△ 2	△ 3
南足柄市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	0	0	0	0	1	0	0	△ 1	0	0
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒川町	6	0	0	6	16	18	4	△ 10	△ 12	2
大磯町	9	0	0	9	6	2	0	3	7	9
二宮町	1	0	0	1	0	0	3	1	1	△ 2
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	2	1	0	△ 2	△ 1
真鶴町	0	0	0	0	0	2	0	0	△ 2	0
湯河原町	0	0	0	0	0	1	7	0	△ 1	△ 7
愛川町	3	1	0	4	4	4	5	0	0	△ 1
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,730	43	31	1,804	1,720	2,020	1,928	84	△ 216	△ 124
	95.9%	2.4%	1.7%	100.0%						

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成14年8月7日法律第105号)

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 基本方針及び実施計画（第8条・第9条）
- 第3章 財政上の措置等（第10条・第11条）
- 第4章 民間団体の能力の活用等（第12条－第14条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

（ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等）

第3条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- 一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- 二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、

地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- 一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

- 二 ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関す

る事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

（民間団体の能力の活用等）

第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

（国及び地方公共団体の連携）

第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

（ホームレスの実態に関する全国調査）

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して10年を経過した日に、その効力を失う。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。